

不妊治療費の一部助成を行います

問申 健康増進課 母子保健係 ☎ 92-2045

基山町では以前、不妊治療費の保険適用外について助成を行い、不妊治療費の保険適用に伴って不妊治療費助成を終了していましたが、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、令和6年4月から不妊治療費の一部助成を再開します。

▽対象者

- ・治療終了した日において、夫及び妻の両方が基山町に住所を有し、引き続き1年以上住所を有する見込みであること
- ・町税などの滞納がない方
- ・夫婦間で行う不妊治療を受けていること

▽助成対象治療費 ①保険診療による不妊治療費の一部負担金（高額療養費限度額適用対象の場合には適用後の額）
②①に合わせて行った先進医療の治療費

▽助成額 1周期の治療につき上限3万円

▽助成内容 医療機関に支払った助成対象費用額から、佐賀県等から助成を受けている額を控除した額と3万円とを比較して少ない額（先に佐賀県の助成金を申請された後で基山町に申請をしてください）

▽助成対象 体外受精、顕微授精、人工授精、男性不妊治療等

▽申請書類 必要書類等は基山町ホームページまたはお電話にてご確認ください。
書類は窓口での配布及び基山町ホームページからダウンロードできます



ホームページはこちら→

介護保険料は納期限までに納めましょう

問 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険料係 ☎ 85-3637

介護保険料は法律の定めにより、40～64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと「給付制限」（例：利用者負担が3割または4割に引き上げられる等）がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

【介護保険料（普通徴収）の納付期限及び口座振替の振替期日】

令和6年度	
納期	納期限及び口座振替日
1期（6月）	令和6年7月1日（月）※
2期（7月）	令和6年7月31日（水）
3期（8月）	令和6年9月2日（月）※
4期（9月）	令和6年9月30日（月）
5期（10月）	令和6年10月31日（木）
6期（11月）	令和6年12月2日（月）※
7期（12月）	令和6年12月25日（水）
8期（1月）	令和7年1月31日（金）
9期（2月）	令和7年2月28日（金）
10期（3月）	令和7年3月31日（月）

※納期限の設定について

原則、納期月の月末（12月は25日）。月末が土日祝日の場合は金融機関が休みのため翌営業日となります。

そのため、同月に納期限が2回ある月がありますのでご注意ください。

～口座振替をご利用ください～

納め忘れがなく安心、手間も省けて便利です。

普通徴収（窓口納付）の方は口座振替もご利用いただけます。

介護保険は、介護が必要となったときの不安や負担を、社会全体で支え合う制度です。
ご自身やご家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。